

訪問リハビリテーション 重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所の名称	医療法人社団武蔵野会 TMG あさか医療センター 訪問リハビリテーション
開設者	理事長 中村 毅
事業所医院	TMG あさか医療センター
事業所の種類	訪問リハビリテーション事業所
介護保険指定番号	埼玉県 第 1112101996 号
所在地	埼玉県朝霞市溝沼 1340-1
管理者氏名	院長 飯田 惣授
連絡先	電話：048-497-3717（直通） FAX：048-497-3636（直通）
サービスを提供する地域	朝霞市、志木市、新座市、和光市 ※上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談下さい。

訪問リハビリサービスの営業・提供日時

営業日	月～金曜日 但し、土日祝日、年末年始（12/30～1/3）は除く。
営業時間	9:00 ～ 17:00

2 事業所の目的と運営方針

(1) 事業の目的

要介護（要支援）状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、その人らしい日常生活を営むことが出来るよう、適正な訪問リハビリテーションを提供する事を目的とします。

(2) 運営方針

- ①利用者とその家族の立場に寄り添い、その意見を尊重し、自立と安楽の実現に向けて援助します。
- ②利用者の主体性を尊重し、利用者個々の希望に沿った目標を達成できるよう、リハビリテーションを提供します。
- ③地域の皆様が安心して日常生活を営むことができるよう、訪問リハビリテーションサービスの安定した供給に努めます。
- ④事業者の職員は、人間性・知識・技術の向上を目指し、自己研鑽・各種研修の機会を設けます。
- ⑤地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村・居宅介護支援事業者・各種居宅サービス事業者・他の介護保険施設・そのほかの保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

(3) サービス利用のために

事項	有無	備考
訪問サービス従事者の変更の可否	○	変更希望の場合は御相談下さい
職員の研修実施	○	適宜実施しています
計画書・報告書の作成	○	主治医に報告しています

3 サービスの利用表

(1) 利用料金など一覧表 ※令和6年6月1日現在（朝霞市）

介護保険では実際に負担して頂く金額は、下記の点数を 10.66 倍した数字の 1 割となっております。

		保健点数（負担額）	備考
介護保険	訪問リハビリ 基本単位：20 分 (20 分を 1 回とする)	308 単位(約 328 円)	一度のリハビリテーションの最長実施時間を 60 分とし、40 分(2 回)では 656 単位、60 分(3 回)では 984 単位となります。
	介護予防訪問リハビリ 基本単位：20 分 (20 分を 1 回とする)	298 単位(約 318 円)	一度のリハビリテーションの最長実施時間を 60 分とし、40 分(2 回)では 636 単位、60 分(3 回)では 954 単位となります。
	サービス提供体制強化加算 (20 分につき)	6 単位(約 6 円)	勤続年数 7 年以上のリハビリ従事者が 1 名以上在籍している場合に算定されます。
	短期集中 リハビリテーション実施加算 退院(退所)後～3 ケ月以内	200 単位(約 213 円)	1 週につきおおむね 2 日以上、1 日当たり 20 分以上実施された場合に加算されます。
	リハビリテーション マネジメント加算(イ)	1 ケ月につき 180 単位(約 192 円)	リハビリの質の向上を図る為に利用者の状態や生活環境を踏まえた多職種協働による計画の作成、それに基づいた適切な提供、提供内容の評価と結果を踏まえた計画の見直しといったサイクルを通して継続的にリハビリの質の管理を行った場合加算されます。
	リハビリテーション マネジメント加算(ロ)	1 ケ月につき 213 単位(約 227 円)	
	移行支援加算	1 日につき 17 単位(約 18 円)	訪問リハビリテーションの利用により ADL・IADL が向上し、社会参加を維持できる他のサービス等に移行できるなど、質の高い訪問リハビリテーションを提供する事業所の体制に加算されます。
	退院時共同指導加算	1 回につき 600 単位(約 640 円)	病院又は診療所に入院中の利用者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師または理学療法士等が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回の訪問リハビリテーションを行った場合に算定されます。
医療保険	在宅訪問リハビリ 指導管理料 1 (20 分を 1 単位とする)	1 単位 300 点 (1 割の場合 300 円)	一週間に 6 単位を限度とし、2 単位では 600 点、3 単位では 900 点となります（限度は疾患により除外されます）。退院日から起算して 3 か月以内の場合は週 12 単位まで可能。
	在宅訪問リハビリ 指導管理料 2 (20 分を 1 単位とする)	1 単位 255 点 (1 割の場合 255 円)	居住系施設に入所されている方が対象になります。

☆交通費

☆駐車場の利用について

利用者様のご自宅に駐車スペースが無い場合は、近隣のパーキング等に駐車するため、別途駐車料金（実費）をご負担していただきます。合わせて利用者様には同意書を頂きます。

(2) お支払方法

ご利用料金（医療・介護の訪問リハビリご利用分、オンラインでの受診分）は口座引き落としでお願いしております。毎月 10 日前後に、前月分の請求書を発行しますので、銀行口座の残高をご確認お願い致します。引き落としは 27 日前後になります。その後に領収書を発行いたします。なお、領収書の再発行は行っておりませんので大切に保管して下さい。なお、口座引き落としが困難な場合は要相談となりますので、ご了承ください。

4 緊急時の対応

事業者は訪問サービスを行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合に、主治医または事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示のもと必要な処置を講じます。また、緊急連絡先・介護支援専門員に連絡致します。

利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	TMG あさか医療センター
	所在地	埼玉県朝霞市溝沼 1 3 4 0 - 1
	電話番号	0 5 7 0 - 0 7 - 2 0 5 5
協力医療機関	名称	医療法人社団 武蔵野会 TMG あさか医療センター
	所在地	埼玉県朝霞市溝沼 1 3 4 0 - 1
	電話番号	0 5 7 0 - 0 7 - 2 0 5 5
緊急連絡先	氏名	
	電話番号	
介護支援専門員	事業所	
	氏名	
	連絡先	

5 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、訪問サービス提供により事故が発生した場合に市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者、主治医等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。
- (2) 事業者は、事故が発生した場合、その原因を究明し再発予防の対策を講じます。
- (3) 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- (4) 訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。

6 個人情報保護の趣旨

訪問リハビリテーションサービスの提供で知り得た、利用者・ご家族の個人情報について、その秘密を保持するとともに、他に情報提供をする場合は、利用者・ご家族の同意を得て行います。当事業所が保有する利用者及びその家族に関する個人情報については、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。また、記録物などの開示を希望される場合は、対応させていただきますのでご相談下さい。

7 個人情報利用範囲

利用者及びその家族の個人情報利用については、解決すべき問題や課題等、情報を共有する必要がある場合、および以下の場合に用いらさせていただきます。

- (1) 適切なサービスを円滑に行うために、連携が必要な場合の情報共有のため
- (2) サービス提供に掛かる請求業務などの事務手続き
- (3) サービス利用にかかわる管理運営のため
- (4) 緊急時の医師・関係機関への連絡のため
- (5) ご家族および後見人様などへの報告のため
- (6) 当院の職員研修などにおける資料のため
- (7) 法令上義務付けられている、関係機関からの依頼があった場合
- (8) 損害賠償責任などにかかる公的機関への情報提供が必要な場合
- (9) 特定の目的のために同意を得たものについては、その利用目的の範囲内で利用します

8 業務継続計画の策定

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供を継続し、非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該事業計画に従い必要な措置を実施いたします。また、従業員には業務継続計画を周知し、定期的に必要な研修や訓練を行います。更に、業務継続計画を定期的に見直し、必要に応じて変更を行います。

9 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業者は、感染症が発症し、又はまん延しないように、次の号に掲げる措置を実施いたします。

- (1) 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね 6 か月に 1 回以上開催します。その結果を従業員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施いたします。

10 虐待防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に次の通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を配置しています

虐待防止に関する責任者：管理者 古川 アキ

- (2) 虐待防止対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果を従業者に周知します
(3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します
(4) 虐待防止のための指針を整備しています
(5) 利用者及び事業所からの連絡・通報を受けた際に、適切に対応するための体制整備を行います
(6) 事業者はサービス提供中に従業者や利用者の家族による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村、地域包括支援センター、警察等との虐待における通報先との連携・協力を努めます

11 身体拘束に関する事項

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急をやむ得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします
(2) 身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむ得ない理由を記録するものとする

12 サービスの相談・苦情対応について

サービスについての相談・要望・苦情については、記載窓口までお申し出下さい。迅速かつ適切に応じ、その内容を記録します。なお、事業者にて対応困難な場合は、開設法人に対応処置を委ねることもあります。

- (1) サービス相談窓口 (受付時間 平日 9:00 ～ 17:00)

電話番号	0 5 7 0 - 0 7 - 2 0 5 5 (代表)
担当者 (管理者)	鵜沢 将弘 (医事課) 小冷 健太 (リハビリテーション部)

- (2) 当事業所以外に、県・市町村の相談窓口、埼玉県国民保健連合等に苦情を伝える事が出来ます。

朝霞市役所	長寿はつらつ課	048-463-1111 (代表)
志木市役所	高齢者福祉	048-473-1111 (代表)
新座市役所	介護保険課	048-424-9609 (代表)
和光市役所	長寿あんしん課	048-464-1111 (代表)
埼玉県国民保険連合会・介護保険課 (苦情対応係)		048-824-2568 (専用)

苦情申し立て機関に苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益・不公平な対応も致しません。

13 ご利用に当たってのお願い

- (1) 保険証や医療受給者証を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせ下さい。
- (2) やむを得ず訪問予定変更・キャンセルを希望される場合は、前日までにご連絡をお願い致します。
- (3) 担当者の急な休みにより、訪問日・訪問時間・担当者の変更を御相談させて頂くことがあります。
- (4) 訪問予定時間は、やむを得ず 5 分～10 分程度前後する事がございます。15 分以上遅れそうな場合はご連絡いたします。

当事業所は、訪問リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、利用者に対してサービス内容及び、本書面に基づいて、重要な事項を説明致しました。

事業者 所在地：埼玉県朝霞市溝沼 1340-1
名 称：医療法人社団武蔵野会 TMG あさか医療センター
代表者：院長 飯田 惣授

説明者：氏名 _____ 印 _____

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

私は事業者から、本書面により、サービス内容及び訪問リハビリテーションサービスについての重要事項の説明を受け、訪問リハビリテーションサービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所：

氏 名： _____ 印 _____

(代理人) 住 所：

氏 名： _____ 印 _____

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日